

奨学金名	JEES・牧田甚一国際奨学基金/ Makita Jinichi Scholarship		
財団・寄付者	財団法人牧田国際育英会・公益財団法人日本国際教育支援協会		
目的	本奨学金は、日本の大学で学ぶ優秀な私費外国人留学生を支援することにより、在学中の 経済的不安を緩和し 、学習効果を高めると同時に、 国際交流の促進 に貢献する人材育成に寄与することを目的とする。		
給付額	100,000 円/月 (学部)		
	100,000 円/月 (大学院)		
給付回数	12 回		
奨学金対象期間	2026年4月 から		*最長2年間
推薦予定人数	7 名		(各国、地域から2名のみ推薦)
募集人数	全国7 名程度		
応募資格 (全て該当する者)	国籍	日本国籍以外の者で、正規生のうち在留資格が「留学」の者	
	セメスター *2026年4月時点	学部生	✓3セメ ✓4セメ ✓5セメ ✓6セメ ✓7セメ
		大学院生	修士： ✓3セメ 博士： ✓3セメ ✓4セメ ✓5セメ
	他奨学金	奨学金受給期間中に重複受給のない者 (他の団体から受ける奨学金等の受給合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下は可) APUから他の奨学金に推薦中でない者	
	学業成績	通算GPA・総修得単位数の要件は「 学外奨学金 大学推薦選考について 」を参照。	
	その他資格	(1) 2026年4月に立命館アジア太平洋大学に正規生として在籍する私費外国人留学生、在留資格は留学であること。 (2) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者。(貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く) (3) 採用された場合の受給期間が2026年4月から1学年相当以上ある者。 (4) 留学の目的または計画が明確で、修学の効果が期待できる者。 (5) 将来、 日本と自国の発展のため貢献する意欲 の高い者。 (6) 在籍する大学の長の推薦を受けることができる者	
奨学団体による義務・決まり	【義務】 (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて提出すること。 (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて遅滞なく届け出ること。 (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接協会へ遅滞なく届け出ること。 (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて報告すること。 (5) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会・インターンシップ等に参加すること。 (6) 奨学生は、寄付者主催の事業内容の理解促進に係る交流会等の案内があった際は、原則として参加すること。 【奨学金の支給の休止または終了および決定取消】 (1) 奨学生が大学を長期欠席(1ヵ月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、奨学金支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、支給期間は延長しない。 (2) 奨学生が、以下のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。 ①大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。 ②本奨学金奨学生の義務を怠った場合。 ③募集要項に定める事項に該当しなくなった場合。 ④その他奨学生として相応しくないと判断された場合。 (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。 【注意事項等】 (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、上記【奨学金の支給の休止または終了および決定取消】に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。 (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。 (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額600,000円を超える給付型奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。) (4) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席または休学の扱いとならなければ、支給を継続する。 (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することができない。 (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則、学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士後期課程3年とし、この期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限を支給対象とする。 (7) 原則、 本奨学金受給中は、日本国内に居住 していること。		
選考スケジュール	大学推薦の申請スケジュール	10/19(日) 締切 詳細は「学外奨学金 大学推薦選考について」を参照。	
	奨学金団体への推薦締切	2026年1月下旬	
	奨学金団体面接	なし	
	採否通知	2026年3月末頃	
問い合わせ先	スチューデント・オフィス	学外奨学金担当	メールアドレス: apusch@apu.ac.jp